

## 申告特例控除額の計算について

ワンストップ特例制度を適用した場合、(1) 基本控除額、(2) 特例控除額、(3) 申告特例控除額を住民税所得割から控除します。

### (1) 基本控除額

区民税: (対象寄附金の合計額 - 2,000 円) × 6%

都民税: (対象寄附金の合計額 - 2,000 円) × 4% 合計 10%

### (2) 特例控除額

区民税: (対象寄附金の合計額 - 2,000 円) × 特例控除率 × 5 分の 3

都民税: (対象寄附金の合計額 - 2,000 円) × 特例控除率 × 5 分の 2

| 住民税の課税総所得金額 - 人的控除差調整額        | 特例控除率   |
|-------------------------------|---------|
| 1,950,000 円まで                 | 84.895% |
| 1,950,001 円から 3,300,000 円まで   | 79.79%  |
| 3,300,001 円から 6,950,000 円まで   | 69.58%  |
| 6,950,001 円から 9,000,000 円まで   | 66.517% |
| 9,000,001 円から 18,000,000 円まで  | 56.307% |
| 18,000,001 円から 40,000,000 円まで | 49.16%  |
| 40,000,001 円から                | 44.055% |

### (3) 申告特例控除額

(およそ所得税における減額分に相当します)

区民税: 上記の特例控除額 (区民税分) × 申告特例控除の割合

都民税: 上記の特例控除額 (都民税分) × 申告特例控除の割合

| 住民税の課税総所得金額 - 人的控除差調整額      | 申告特例控除の割合        |
|-----------------------------|------------------|
| 1,950,000 円まで               | 84.895 分の 5.105  |
| 1,950,001 円から 3,300,000 円まで | 79.79 分の 10.21   |
| 3,300,001 円から 6,950,000 円まで | 69.58 分の 20.42   |
| 6,950,001 円から 9,000,000 円まで | 66.517 分の 23.483 |
| 9,000,001 円から               | 56.307 分の 33.693 |

注釈 1: 「対象寄附金の合計額」は総所得金額等の 30%が限度額になります。

注釈 2: 特例控除額は、所得割額の 2 割を限度とします。